

三島のごみ 最終処分場

市が無届けで拡張

掘り返しに6000万円出費

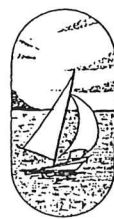
三島市が、法律で定められた県への届け出をしないまま、すでに埋め立てた廃棄物を掘り返して、工事をしていることが、九日開

かれた同市議会でも栗原一郎議員(市民ネットワーク)らの追及で明らかになった。市側は「急増するごみの対応に追われて(届け出が)できなかったのだろ

う」としているが、同議員は問題を重視、一般質問でも追及する。

市側の説明では、この処分場は八四年に約九万立方メートルの容積で開設。しかし、ごみ量の急増や焼却炉の老朽化で焼却処分できないごみが出たことなどで、数年で満杯となり、少しずつ拡張して、約十七万七千立方メートルになった、という。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)で



は、一般廃棄物最終処分場の構造や規模の変更は六十日前に県に届け出をしなければならぬが、同市はしていなかった。一昨年十二月、沼津保健所の立ち入り調査で、無届けで拡張していることが判明。同保健所は、拡張部について、汚水の地下浸透を防ぐ遮水シートを敷くことを市に指導し、昨年十一月に変更届を受理した。

このため、市は埋め立てしまった部分については、再び廃棄物を掘り起こさなければならなかった。工事費は、約六千万円という。

市側は「保健所と相談し

「聞いたこと ないケース」

県環境衛生課

県環境衛生課では「安全

でもシートを敷くことは必要。市町村が最終処分場の変更届をしなかったために、掘り返さなければならなかったケースは聞いた

シートを敷くために、埋め立てたごみが掘り返された一般廃棄物最終処分場 三島市加茂の同で

生を考へれば、掘り返さなければなら

なりました。一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、